

球磨村立一勝地小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会（仮称）

校長、教頭、教務、生徒指導担当、人権教育主任、養護教諭、該当学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ防止対策委員会（仮称）を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 児童理解の時間での情報交換及び共通理解

月に1回程度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「一勝地小のみんなへのアンケート」や教育相談等により、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 「熊本型授業」の実践により、基礎・基本の徹底と分かる授業の日常化を図り、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努めるとともに、あらゆる場面で、熊本県行動指標「認め・褒め・励まし・伸ばす」を実践し、全ての児童を伸ばす取組を行う。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。特に、『命を大切に作る心』を育む指導プログラム』の充実を図り、豊かな心の育成を図る。

(3) 環境教育の充実

- すべての教育活動において、環境教育の視点を持って取り組み、もったいないの心と感謝の心を育成し、ふるさとを愛し、環境保全活動に主体的に取り組む感性豊かな児童の育成を図る。

(4) 相談体制の整備

- 毎月の「一勝地小のみんなへのアンケート」後に学級担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- 担任以外に、養護教諭や支援員等との相談体制も確立し、児童が相談しやすい環境をつくるとともに、SSW等の関係機関の相談員等についても相談できる環境をつくり、教育相談体制の充実に努める。

(5) 縦割り班活動の実施

- ウキウキタイムや縦割り班掃除等の縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(6) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育を行い、未然防止に努める。また、保護者等にも研修会を実施し、保護者の意識を高め協力を得られるようにしておく。

(7) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 関係中学校や保育園との情報交換や交流学习を行う。

(8) スクールバスにおける指導の連携

- 教育委員会やスクールバス運転手と連携して、スクールバス利用時におけるいじめ等がないように常に情報交換するとともに、スクールバスに定期的に職員も同乗し、児童への指導に当たる。

4 いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

「愛の1・2・3運動」等の取組により、児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、住民福祉課、健康衛生課、教育委員会、教育事務所サポートチーム、中学校や発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 毎月の「一勝地小のみんなへのアンケート」の実施

毎月第一週目に、「一勝地小のみんなへのアンケート」を実施する。また、「一勝地小のみんなへのアンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) 日常観察やノート・日記指導等

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会（仮称）を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、村教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。